

次期計画における方向性について

大阪市教育委員会

次期計画における方向性

大阪市教育振興基本計画(H23.3策定)

1次改訂(H25.3策定)

延長(H28.3策定)

2次改訂(H29.3策定)

基本的な目標(「めざすべき目標像」と「基本となる考え方」)

第1 基本的な目標

この計画では、大阪市教育行政基本条例の前文に基づき、「めざすべき目標像」と、その達成に向けて教育にたずさわる全ての人々が共有すべき「基本となる考え方」を次のように掲げます。

めざすべき目標像

全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざします。

そのために、社会が多様化し激しく変化の中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等を踏まえ子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるようにします。

基本となる考え方

- 一人ひとりの子どもを、個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人間としてはぐくむこと
- 子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること
- 教育行政においては、上記の教育が行われるよう、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教員の能力・適性等の向上を図るための研修、家庭の教育力の向上の支援、青少年・成人に対する教育活動の振興に関する施策の推進に努めること

基本的な目標となる「めざすべき目標像」と「基本となる考え方」を継続

第2ステージに向けた改訂にあたっての「最重要目標」

- (1) 子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現
- (2) 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上

施策の実施のための基本となる視点

課題と成果の見える化
改革のさらなる浸透
支援の重点化

2つの「最重要目標」を達成するために重点的に取り組むべき施策

- (1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上
- (2) 安全で安心できる学校、教育環境の実現
- (3) 道徳心・社会性の育成
- (4) 子ども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組
- (5) 健康や体力を保持増進する力の育成
- (6) 地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援
- (7) 施策を実現するための仕組みの推進

基本的な目標を達成できるよう、改革の方向性を5点に整理

カリキュラム改革
グローバル化改革
マネジメント改革

ガバナンス改革
学校サポート改革

5つの「改革の方向性」によって構築した教育制度の基盤を堅持

1 基本的な目標（「めざすべき目標像」と「基本となる考え方」）

基本的な目標

平成 25 年 3 月に改訂した計画では、基本的な目標としての「めざすべき目標像」と、その達成に向けて教育にたずさわる全ての人々が共有すべき「基本となる考え方」を掲げました。今回改訂する計画においても、大阪市教育行政基本条例の前文に基づき、この「めざすべき目標像」と「基本となる考え方」を継続し、次のように掲げることといたします。

めざすべき目標像

全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うようになることをめざします。

そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等に立ち向かい、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるようにします。

基本となる考え方

- ・個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人間として、一人ひとりの子どもをはぐくむこと
- ・子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること
- ・教育行政においては、上記の教育が行われるよう、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教員の能力・適性等の向上を図るための研修、家庭の教育力の向上の支援、青少年・成人に対する教育活動の振興に関する施策の推進に努めること

2 第2ステージにむけた改訂にあたっての「最重要目標」

基本的な目標となる「めざすべき目標像」と「基本となる考え方」を継続し、5つの「改革の方向性」(カリキュラム改革、グローバル化改革、マネジメント改革、ガバナンス改革、学校サポート改革)によって構築した教育制度の基盤を堅持しながら、学校園現場への教育改革の浸透を図る第2ステージのための計画として位置付ける本計画においては、子ども、保護者、地域の願いである「子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現」と「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」の2つを「最重要目標」として定めます。

そして、幼児期をその目標達成に向けての第一歩として位置付けます。

2 - 1 2つの「最重要目標」

(1) 子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現

我が国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、本市においては、就学援助を受けている児童生徒が在籍している割合が、全国に比べて多い状況があります。しかし、厳しい家庭環境にある児童生徒を含むすべての子どもたちが、静穏かつ明るい教育環境のなかで、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友だちと交流しながら、心身ともに健全に成長できる学校園生活を、幼児児童生徒に保障することが、「めざすべき目標像」を達成するための第一の基本です。

本市の子どもたちの規範意識や自尊感情は、全国に比べて低い状況にあることから、全ての基礎となる幼児期から、小中学校を通した義務教育修了までの期間に、基本的な道徳心・規範意識を培い、いじめや暴力を許すことのないルールを徹底するとともに、自分の学ぶ権利とあわせて、他の児童生徒の安心・安全と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちのなかにはぐくむことが重要です。社会のルールを理解し自律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を図るコミュニケーション能力、多様性を受け入れる力など、子どもたちの道徳心・規範意識の醸成に努めます。

また、防災・減災教育や安全教育などにより、自ら危険を回避するために主体的に行動する、自他の安全に配慮し危険な環境を改善する、自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりに進んで参加するなど、安全を守るための力の育成をめざします。

さらに、子どもが巻き込まれる犯罪の多発等を踏まえると、子どもが安心して成長できる場所は、学校園はもちろんのこと、子どもたちが生活するすべての場所で保障されなければなりません。地域に開かれた学校園づくりのもと、地域の実情に応じ、幼児児童生徒の安全を守る取組が進められるなかで、幼児児童生徒、教職員、保護者のつながりを強化するとともに、地域・大学・企業など社会との連携による安全で安心できる教育コミュニティづくりの実現を図ります。

(2) 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上

義務教育以降の学力の向上及び人格の形成に繋げるため、幼児期における取組を強化し、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための力をつけるための基礎を培います。

幼児期の学びを繋げる小学校からの義務教育においては、義務教育が中学校段階までであることを認識し、義務教育修了までに社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力の習得を徹底しめざします。そのうえで、高校教育では、卒業後の社会的・職業的自立や自分らしい生き方を実現するなかでの社会貢献へと円滑に移行できるよう、義務教育修了までにつけた力を発展させる学びを推進します。

幼児教育から高校教育までの各段階に応じた切れ目のない、連続した総合的な学校園教育の取組により、基礎学力、論理的思考能力を習得し、様々な情報をもとに自分の頭で考え、自己の判断と責任のもとに国際社会において力強く生きていける人間を育みます。

具体的には、グローバル化する社会を生きる子どもたちの可能性を広げるツールとなる英語を身につける教育や、論理的思考能力をつけるうえで大きな役割を果たす理数教育、心身ともに健康で活力のある生活を送るための基礎となる体力、郷土「大阪」に愛着が持てるよう大阪の歴史や文化を生かした教育などを推進し、子どもたちに必要な力の育成にあたります。

2 - 2 2つの「最重要目標」を達成するために重点的に取り組むべき施策

(1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上

- ・ 幼児教育カリキュラムの浸透と実践
- ・ 幼児期の規範意識の育成
- ・ 保育所における教育機能強化（幼保一元化の推進）
- ・ 幼児教育センターの設置

(2) 安全で安心できる学校、教育環境の実現

- ・ いじめ・問題行動を防止する安心ルール
- ・ 「減災教育」の進化

(3) 道徳心・社会性の育成

- ・ 道徳教育
- ・ キャリア教育の充実

(4) 子ども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組

- ・ 学力向上（習熟度レベルの上位層のさらなる伸長、下位層を底上げ）
- ・ 協働学習と個別学習の推進
- ・ 英語イノベーション（ネーミングも含めて政策の見直しが必要）
- ・ 理数教育の充実
- ・ ICTの活用
- ・ 全市共通テストの導入
- ・ 囲碁・将棋などの知的ゲームの学校教育への導入
- ・ インクルーシブ教育システムの構築（発達障がいを含む障がいへの理解）

(5) 健康や体力を保持増進する力の育成

- ・ 体力向上のためのカリキュラムの作成と実践
- ・ スポーツ環境の整備（部活動・地域スポーツの充実、プロスポーツとの連携も含む）

(6) 地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援

- ・ 学校図書館、地域図書館の充実
- ・ 大阪の歴史・現状・文化についての学習
- ・ 家庭への情報提供。家庭や地域と力を合わせ、教育を作っていく
- ・ 学習環境の分析（家庭、地域など）
- ・ 産業界との連携
- ・ 分権型教育行政のさらなる推進 生涯学習とのリンク(学校園への還元)

(7) 施策を実現するための仕組みの推進

- ・教職員の人材の確保
- ・教職員の給与制度改革
- ・教職員の教育力向上のための研修や学びの機会づくり
- ・校長のマネジメントの確立
- ・学校現場の負担軽減
- ・学校配置の適正化
- ・公設民営学校の設置
- ・「状況記録表(カルテ)」(仮称)の作成、見える化
- ・3階層の「状況記録表(カルテ)」(仮称)の導入

その他

- ・2学期制の採用
- ・放課後施策
- ・学科横断的な視点と学校マネジメント力の強化

3 施策の実施のための基本となる視点

(1) 課題と成果の見える化

大阪市の子どもたちが「めざすべき目標像」にむけて成長しているか、また、本計画に掲げた施策が子どもたちの成長に効果をもたらしているか、これらは本市において教育にたずさわる全ての人々に明らかにされるべき情報です。

本市が抱える、貧困などの子どもや家庭をめぐる課題への対応に向けた、切れ目のない支援を行うためにも、全ての子ども・学校園・教職員の成長などについての客観的・経年的な検証に基づき、数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行い、そのうえで評価し、公表する、これらの作業によって、教育にたずさわる人々がそれぞれの立場から、本市や学校園、子どもたちの教育課題について、直視することへとつながります。検証、評価により、課題があると認識されるものについては、次の一步を踏み出すという組織的かつ継続的な検証改善サイクルが重要であることから、「課題と成果の見える化」を施策の実施のための第1の視点として位置付けます。

(2) 改革のさらなる浸透

本市では、教育行政基本条例、学校活性化条例の趣旨に則り、本市の教育改革を計画的に推進するため、平成25年3月改訂の計画で示した5つの改革の方向性のもと、具体的な施策を再構築し、新たな仕組みや制度の構築に取り組んできました。

これらの構築した仕組みや制度が、学校現場において実質的な機能を果たしているかという課題認識のもと、教育改革の第2ステージとなる本計画においては、構築した教育制度の基盤を堅持しつつ、学校現場への「改革のさらなる浸透」を、施策の実施のための第2の視点として位置付けます。

加えて、本計画の施行期間であるこの4年間は、子ども、保護者と直に接する学校現場等との議論、対話を大切にし、子どもの安心・安全と学力・体力向上に直接的な効果の見込める施策、子どもに直に響く施策に力点を置き、展開していくこととします。

(3) 支援の重点化

施策の実施のための第3の視点として、「支援の重点化」を位置付けます。

施策に基づく取組が有効性を発揮できるようにするためには、第1の視点に立ち、客観的・経年的に行われる検証、評価により見える化された学校園や個人の特性・状況に応じて、一律ではなく、きめ細かで多面的な支援を行う必要があります。特に、学力や生活指導等において、課題が大きい学校園に対しては、より重点的な支援を行っていく必要があります。

また、幼児教育、小学校・中学校における義務教育、そして高校教育と、それぞれの時期の発達の特性に即し、各段階における教育の可能性を最大限に生かす取組を推進しつつ、かつ切れ目のない連続した教育が必要です。

本市では、教育改革を進めるなか、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)に基づき、区長を区担当教育次長として位置付け、地域に身近な区が、区民の声をくみ取りながら施策を実

施する分権型教育行政を推進してきました。加えて、校園長が学校協議会の意見を聴いて、自らの裁量により、その学校園独自の目標や取組となる「運営に関する計画」を定めるとともに、同計画で定めた目標の達成に必要な予算を教育委員会に要求する仕組みも進めてきました。引き続き、これらの仕組みのさらなる推進を図るとともに、教育改革がさらなる成果を挙げるための支援の重点化を進めます。

4 計画の進め方

- ・ 連携協力の推進
- ・ 総合教育会議、現場教職員の参画
- ・ 分権型教育行政による支援の推進